

平成24年度 第6回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成24年7月9日（月）午前10時～午後1時

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
係長	遠藤公亮	係長	新高謙一
係長	有岡博己		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成24年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 平成24年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について

議案第3号 職員の昇任選考について

議案第4号 人事委員会規則及び人事委員会通知の一部改正等について

議案第5号 職員の職務に専念する義務の免除について

報告第1号 平成24年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の採用候補者について

5 議事の公開・非公開

議案第4号及び第5号を公開とし、議案第1号から第3号まで及び報告第1号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

平成24年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

2 議案第2号

平成24年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

3 議案第3号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

4 議案第4号

人事委員会規則及び人事委員会通知の一部改正等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、以下のとおり関係規則及び通知の一部改正、制定及び廃止をしようとするもの。

① 規則等の名称等

名 称	改廃の別	特殊勤務手当名称
警察職員の特殊勤務手当に関する規則	一部改正	災害応急手当
警察職員の特殊勤務手当の運用について (平成4年3月27日付発鳥人委第159号通知)	一部改正	銃器犯罪捜査手当
警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第6項の規定に基づく手当の運用について(通知)	制定	災害応急手当
警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第5項及び第6項の規定に基づく手当の運用について (平成23年12月20日付第201100141230号通知)	廃止	災害応急手当

② 一部改正(案)等概要

(1) 銃器犯罪捜査手当関係

《運用通知の一部改正》

- 手当支給の対象となる作業及び保護対象者の詳細を規定する。

(2) 災害応急手当関係

《規則の一部改正》

- ① 一部条ずれを修正するとともに、新しく設定された区域における屋外での作業が4時間に満たない場合の手当の減額率を規定する。
- ② 条例の経過措置に応じた経過措置を講ずる。

《運用通知の制定及び現行通知の廃止》

- ① 一部の手当支給の対象となる作業を行う施設を特定する。
- ② 区域設定の見直し等による手当の廃止等に対応した通知を制定し、現行通知を廃止する。

③ 施行期日等

- (1) 公布日とする。(条例公布予定日：平成24年7月10日)
- (2) 条例の経過措置に応じた経過措置を講ずる。

④ 条例改正案の概要

- (1) 条例の改正理由

- ① 暴力団等からの保護対象者の警護等の業務は、危険性が高く、給与上特別の考慮が必要なことから、特殊勤務手当の支給対象とする。
- ② 東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の状況の変化に応じ、この区域で作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当を見直す。

(2) 条例案の概要

- ① 職員が、暴力団等による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等の張付警戒の作業に従事したときは、1日につき820円の銃器犯罪捜査手当を支給する。
- ② 職員が、帰還困難区域、居住制限区域等において作業に従事した場合に支給する災害応急手当の額を次のとおり改める。

区 分		現 行	改正後
福島第一原子力発電所の敷地内	免震重要棟外	20,000円	13,300円
	免震重要棟内	5,000円	3,300円
警戒区域	屋外	10,000円	6,600円
	屋内	2,000円	1,330円
帰還困難区域	屋外	※ 5,000円	6,600円
	屋内	※ 1,000円	1,330円
居住制限区域	屋外	※ 5,000円	3,300円
	屋内	※ 1,000円	660円
屋内退避指示区域		2,500円	廃 止

※は、避難指示区域又は計画的避難区域として支給

③ 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。（公布予定日：平成24年7月10日）

イ 所要の経過措置を講ずる。

- a 区域再編前の計画的避難区域のうち、帰還困難区域に設定された区域における平成24年4月16日以後の作業に対しては、旧条例の手当額を増額し、改正後の帰還困難区域における手当額と同額とする。
- b 上記 a を適用する場合に旧条例に基づき支給された手当は、同項の規定による手当の内払いとする。

5 議案第5号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

教育委員会から職員の職務に専念する義務の免除について以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

○職員が国際スポーツクライミング連盟の主催するアジアユース選手権大会に日本ユース代表監督として参加する場合

① 職員名

鳥取県立鳥取中央育英高等学校 教諭 安井博志

② 承認期間

参加日程（7月9日から同月16日）までのうち勤務を要する日

③ 根拠法令

職務に専念する義務の特例に関する規則
（義務免除）

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

④ 承認理由

- ・安井教諭は、鳥取中央育英高等学校に山岳部を創設し、国民体育大会少年女子縦走競技で3年連続優勝を果たすなど数多くの大会で監督として優秀な成績をあげており、そうした優れた指導実績が高く評価され、日本ユース代表チームのコーチ、日本オリンピック委員会強化スタッフを務めている。
- ・今回も指導実績が高く評価され、指導技術のより一層の向上を図るため、社団法人日本山岳協会から日本ユース代表チームの監督として、昨年世界ユース大会のコーチに引き続き派遣依頼を受けたものである。
- ・日本ユース代表監督としてアジアユース選手権大会に参加することは、選手としての出場と同様、競技レベルの向上についてはスポーツ振興に資するものと認められる。
- ・よって、法令の趣旨、過去に当委員会が承認した事例等を勘案すれば、本件は、職務に専念する義務を免除されることができるとして取り扱うことで差し支えない。
- ・なお、申請が遅れたことにより、参加日程のうち7月9日は既に到達してしまっている。昨年度の申請について同様の遅延があり、これに関しては本人の責めに帰すべきでない事情があると認められたため、承認の効力を参加日程当初まで10日間遡って承認することとし、通知文書において指導を行った。にもかかわらず、今回も申請が遅延しているため、改めて指導を行うこととするが、そもそも、派遣依頼元からの依頼文書の到着が遅く、本人の責めに帰すべき事情はないため、派遣開始日と同日付で承認することでやむを得ない。

(参考) 過去に承認した類似の事例

昨年8月の世界ユース選手権大会(コーチ)での承認事例あり。

⑤ 承認日

議決日

【質 疑】

委 員

オリンピックの強化スタッフと書いてあるが何の強化をしておられるのか。

事務局

スポーツライミングの強化を行っている。

スポーツライミング連盟はI O Cの加盟団体であり、選手としての出場であれば、包括的に承認しており、個別に承認する必要はないが、監督やコーチなどのスタッフについては、承認件数も少なく個別に承認することとしているため、今回の申請となったところ。

一方、教育委員会からは、監督やコーチについても、選手と同様に、今回のようなオリンピック委員会に加盟している団体からの要請であれば、包括的に承認していただけないかという要望も聞いている。

委 員

包括承認とした場合、人事委員会以外の組織で新たに承認が必要になることはないのか。例えばこの方であれば学校長の承認とか。

事務局

人事委員会が包括的に承認したとすると、その他通常の職務専念義務免除の職員に対する承認権限は所属長にあるため、それと同様に、学校長の承認で足りることとなると思う。

ただ、組織内部の手続として、職務専念義務免除の期間が長くなるなどの場合は、教育長が職員に承認を与えることなども考えられるが、いずれにしても、人事委員会への付議は不要となる。

委 員

人事委員会として承認に関与する必要はないか。

事務局

派遣の要請については、資料にあるとおり、具体の団体から、具体の業務や期間を示してなされ

るため、それを基に教育長又は学校長が認めることとなるので、包括承認で人事委員会が要件を決めておけば、任命権者でチェックがかかる点で現在と変わらない。

委員

ただ、今までと取扱いを変えらるとなると、判断に当たって、近隣の類似県での取扱いの情報も知りたい。

事務局

調べてみる。

6 報告第1号

平成24年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の採用候補者について、事務局が説明した。

7 次回の人事委員会の開催

平成24年7月20日（金）午後1時30分から開催することとした。